

K-Report

2019年 7月 1日発行
第 9巻 第 7号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. 労務管理の基礎知識

3. 所長コラム

改正労働基準法に基づく時間外労働
の上限規制

- ① 原則、月45時間かつ年360時間
- ② 特別条項でも上回るもの出来ないもの
 - ・ 年720時間（月平均60時間）
 - ・ 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内
 - ・ 単月100時間未満
 - ・ 月45時間を上回る月は年6回を上限

※建設業では、令和6年度から上記時間外労働の上限規制（罰則付き）が適用開始されます。

1. 改正情報

■ 建設業界の働き方改革の促進を促す改正法が成立

働き方改革関連法により、建設業界でも令和6年度から時間外労働時間の上限規制が適用されることとなっていますが、これを受け、6月5日に参議院本会議で建設業法の改正案が全会一致で可決・成立し6月12日に公布されました。施行日は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内で政令で定める日となります。

同法案は、工期の適正化による長時間労働の是正を目指すものとなっており、具体的には次の施策が盛り込まれています。

【改正概要】

1. 建設業の働き方改革の促進

（1）長時間労働の是正（工期の適正化等）

- ・ 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者には国土交通大臣等からの勧告、企業名公表を実施する。
- ・ 公共工事の発注者に、必要な工期の確保と施工時期平準化のための方策を講じることを努力義務化。

（2）現場の処遇改善

- ・ 建設業許可基準を見直し、社会保険加入を要件化する。（未加入業者は更新不可）
- ・ 下請代金のうち、労務費相当分については現金払いとする。

2. 建設現場の生産性の向上

（1）限りある人材の有効活用と若者の入職促進

- ・ 工事現場の技術者に関する規制を合理化。

（2）建設工事の施工の効率化のための環境整備

- ・ 資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・命令できる仕組みを構築。

3. 持続可能な事業環境の確保

- ・ 経営業務管理責任者に関する規制を合理化。
- ・ 事業承継時の新規許可取得を不要とする「事前認可」の制度を創設する。

2. 労務管理の基礎知識

■ 短時間労働者（パートタイム労働者）

⑪ 通常の労働者への転換

パートタイム労働法第13条では、パートタイム労働者から正社員への転換を推進するため、全てのパートタイム労働者に対し以下のいずれかの措置を講じることが事業主に義務付けられています。（※1）

- 1) 通常の労働者を募集する場合、その募集内容を既に雇っている短時間労働者に周知する。
- 2) 通常の労働者のポストを社内公募する場合、短時間労働者にも応募の機会を与える。
- 3) 短時間労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度など転換制度を導入する。

（※1）

ここでいう正社員には、フルタイムの正社員のだけでなく短時間勤務の正社員なども含まれます。

⑫ 苦情・紛争解決の仕組み

短時間労働者から苦情の申出を受けたときは、事業所内で自主的な解決が図られるよう努めなければなりません（パートタイム労働法第22条）。一般的には、事業所内の苦情処理制度を活用したり、人事担当者、短時間雇用管理者が担当したりして、事業所内での解決を図ることとなります。

また、短時間労働者と使用者との間のトラブルについての公的な解決援助制度として、以下が設けられています。（※2）

- 1) 都道府県労働局長による助言・指導・勧告
- 2) 都道府県労働局に設置された均衡待遇調停会議による調停

（※2）

パートタイム労働者が右記の援助を申し出たことを理由として解雇、配置転換、降格、減給、昇給停止、出勤停止、雇用契約の打ち切りなど不利益な取扱いをすることは禁止されています。

3. 所長コラム

■ 老後の安心は自助努力で

100年、安心と言っていたのに——。「年金だけでは足りません」。国が明らかにしたのは、国民にとって厳しすぎる未来だった。金融庁が公開した驚愕の報告書の中身とは？老後のために、2,000万円ほどの貯蓄が必要。こんな話題がTVのワイドショーや、新聞紙面を賑わせている。1985年中曽根康弘内閣当時、基礎年金制度ができ専業主婦にも年金が支給されることになり、同時に厚生年金加入者の支給額が低くなる年金改正が行われた。当時の中曽根総理は「国民の自助努力を求む」とし、そのことを受けて生命保険会社各社は一斉に個人年金の販売に心血を注ぎ、私も個人年金に加入した。

夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合、夫婦2人の老齢基礎年金を含む標準的な年金額が（月額）221,505円。多くの国民は公的年金だけで老後を過ごせるなどと誰も思っていない。



政治家にとって選挙が重要なのは理解しますが、問題から逃げることなく、課題に正面から取り組んで、あるべき政策を国民に問うて欲しいものです。